



●お知らせ●

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金のお知らせ

●後期高齢者医療の新しい被保険者証を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、平成29年度の「被保険者証(保険証)」(桃色)を7月上旬にご登録の住所地へ「簡易書留(転送不要の取扱い)」で郵送します。現在の薄緑色の被保険者証は8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。なお、配達の際に不在であれば郵便局に留め置かれ、その旨の「お知らせ」が投函されます。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。

●後期高齢者医療の保険料決定通知書を送付します

保険料決定通知書を7月中旬以降に郵送します。保険料を納付書で納めていただく方には、7~9月期分(3回分)の納付書も同封しています。10月以降の納付書は、10月と1月に3か月分ずつ送付します。

●国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入している70~74歳の方の新しい高齢受給者証を7月下旬までに、世帯主の方あてに送付します。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。

●平成29年度国民年金保険料の免除および納付猶予の申請受付を開始しました

国民年金保険料の納付が困難な方には、申請により納付が免除または猶予される制度があります(所得等による審査あり)。適用を希望される方は「年金手帳」「印かん」を持参し、区役所1階窓番窓口または城東年金事務所へ申請してください。



また、離職により納付が困難な方(世帯主・配偶者の離職を含む)には特例措置がありますので、「免除を受けようとする期間の雇用保険受給資格者証または離職票」を申請時に持参してください。

審査結果については後日、日本年金機構よりハガキで通知します。

問合せ/区役所窓口サービス課(保険年金:保険)
☎6930-9956 ☎6932-0979

介護保険のお知らせ

●介護保険の負担割合証を交付します

要介護(支援)認定を受けている方および事業対象者の方に、平成29年8月から使用する「負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービスを利用するときに、被保険者証とともに提示してください。

合計所得金額が160万円以上ある65歳以上の方が、介護サービスを利用したときの利用者負担割合は2割です。ただし、「世帯内の65歳以上の方全員の年金収入+その他の合計所得金額が346万円(単身世帯は280万円)未満の場合は、1割負担となります。

なお、年度途中の税更正等により負担割合が変更となった場合は、新たに「負担割合証」を交付します。

●高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)について

介護保険サービス(総合事業のサービスを含む)にかかる費用の1割または2割は利用者負担ですが、その利用者負担が一定の上限額を超えた場合は、介護保険の窓口で申請することにより、高額介護(介護予防)サービス費(相当事業費)として支給されます。

一度申請していただくと、それ以降は1か月の上限額を超えた利用者負担額がある月について、自動的に計算し支給されます。

平成29年8月から、市民税課税世帯の月額上限額がすべて44,400円になります。ただし、1割負担者のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が現行(平成29年7月まで)の負担最大額を超えないよう、年間上限額(446,400円)が設定されます。(3年間の時限措置)

●介護保険の決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、あらかじめ年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料が変更となる方や、納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(介護保険)
☎6930-9859 ☎6932-1295

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を更新します

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証(黄色)をお持ちの方には、7月下旬までに新しい医療証(青色)を送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(子育て教育)
☎6930-9065 ☎6932-1295

●お知らせ 区役所の日曜開庁は7月23日(日) 9:00~17:30です。(窓口サービス課(住民情報・保険年金))

区役所では適正冷房や軽装勤務などの取組みを行っています

大阪市では「庁内環境管理計画」に基づき全庁的に省エネルギーを進めており、夏季の適正冷房と軽装勤務に取り組んでいます。区役所でも「エアコン設定温度28度」や「こまめな消灯」「上着やネクタイを着用せず、半袖シャツなどによる軽装」などの取組みを行っています。

区役所に来庁されたときにご迷惑をおかけすることもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ/区役所総務課

☎6930-9625 ☎6932-0979



固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、7月31日(月)です

問合せ/京橋市税事務所固定資産税担当
☎4801-2957(土地)、4801-2958(家屋)
☎4801-2905



●健康●

特定健康診査

予約不要 無料

とき・ところ/

7月15日(土) 9:30~11:00 区役所2階 保健福祉センター
7月16日(日) 9:30~11:00 中浜小学校(中浜2-12-35)

※お車でのご来場はご遠慮ください。

内容/血液検査・検尿・身体測定・血圧測定等

対象/大阪市国民健康保険加入者(40歳以上)、後期高齢者医療保険加入者

※受診券と保険証を必ずご持参ください。

問合せ/受診券については

●大阪市国民健康保険加入者:
区役所窓口サービス課(保険年金:保険)
☎6930-9956 ☎6932-0979

●後期高齢者医療保険加入者:
大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎4790-2031 ☎4790-2030

受診内容等については

保健福祉センター保健福祉課(保健)
☎6930-9882 ☎6930-9936



7月は「食中毒予防月間」です

高温多湿となる夏期には細菌による食中毒が多発します。次のことに気をつけて予防しましょう。

食中毒菌を「つけない」

- 調理や食事の前、トイレの後はしっかり手洗いを
- 包丁やまな板は十分に洗って熱湯などで消毒を

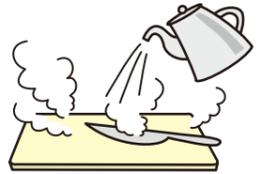
食中毒菌を「ふやさない」

- 調理した食品はすぐに食べ、保存は冷蔵庫で

食中毒菌を「やっつける」

- 食品の中心部まで十分に加熱を
- 9月30日までテレホンサービス ☎6208-0963により、『食中毒注意報』発令などの情報提供を行っています。

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(生活環境)
☎6930-9973 ☎6930-9936



●青少年 守って住みよい 城東区●

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間
城東区青少年健全育成連絡協議会・城東区役所

COPD(慢性閉塞性肺疾患)の危険度をチェックしてみませんか?

申込不要 無料

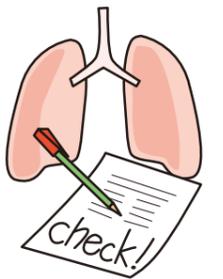
COPDとは、たばこなどの有害な空気を長期間吸い込んだ(受動喫煙も含む)ため、肺に炎症がおこる病気です。

COPDの危険度を質問票でチェックし、質問票の点数が高かった方には、肺年齢測定も実施します。この機会にチェックしてみましょう!

とき/7月11日(火)、8月22日(火) 10:00~11:30

ところ/区役所1階 ロビー

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(保健活動)
☎6930-9968 ☎6930-9936



こころ向き合う川柳⑦

~老いと向き合い方、自分らしい生き方を共に考える川柳~
城東区地域包括支援センター(ゆうゆう) 職員一同より
「忘れても いいよ支える 人がいる」

区民の皆さまからも川柳を募集しております!
問合せ/保健福祉センター保健福祉課(保健)
☎6930-9882 ☎6930-9936

●区役所庁舎の駐車場は有料です。収容台数が少ないため、ご来庁の際はできるかぎり公共交通機関をご利用ください。
区役所総務課 ☎6930-9625